

計画作成年度	令和6年度
計画主体	函南町

函南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 函南町建設経済部産業振興課
所在地 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13
電話番号 055-979-8113
FAX番号 055-978-3027
メールアドレス sangyo@town.kannami.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ カラス、サル、アナグマ、タヌキ
計画期間	令和7年度 ～ 令和9年度
対象地域	函南町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	果樹	11	1
	飼料作物	384	18
	野菜	537	18
	いも類	921	21
	その他	1	0
	小 計	1,854	58
ハクビシン	豆類	52	4
	果樹	63	1
	野菜	384	7
	小 計	499	12
ニホンジカ	野菜	3	0
	小 計	3	0
カラス	豆類	4	0
	果樹	64	3
	野菜	130	2
	小 計	198	5
サル	被害報告なし	—	—
アナグマ	野菜	16	0
	小 計	16	0
タヌキ	果樹	10	1
	野菜	8	0
	小 計	18	1
合 計		2,588	76

(2) 被害の傾向

① イノシシ

イノシシによる被害は、春はたけのこの食害、夏から秋はトウモロコシ、牧草などの飼料作物、スイカなどの野菜等の食害、冬はサツマイモ等の芋類の食害が発生しているほか、年間を通じて畑の農作物を掘り起こす被害が発生している。また近年では、木の実の不作などによるえさ不足から、植物の根やミミズなどを求め民家の庭先まで出沒しており、人への危害の恐れも生じている。被害区域は日守、畑毛、平井、丹那、畑、田代、軽井沢、桑原地区が主である。イノシシについては、足跡及び掘り起し等の痕跡から、主に町内の山間部に生息していると推測されるが、近年では市街地付近の遊休農地等に生息している個体がでてきている。

② ハクビシン

ハクビシンによる被害は、町内のほぼ全域で発生している。各農家における被害面積は少ないが、その被害作物は多岐に渡っており、年々増加傾向にある。

また、市街地にある民家の屋根裏や縁の下に侵入し、糞害や夜間の騒音等の被害も発生している。

③ ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、これまで狩野川流域での水稻を中心に報告されていたが、近年山間部を中心に目撃情報が多数寄せられており、令和5年度は被害作物が一時的に減少したが、目撃頭数は増加傾向にある。

④ カラス

カラスによる被害は、3月から5月頃にかけてキャベツ等の野菜類、5月から9月頃に果樹の被害が発生している。また、家畜飼料や乳牛をくちばしで突いたり、農作物以外の被害も報告されている。捕獲に関する取組みの成果により、現在は農作物への被害は減少傾向にあるが、対策を怠れば被害が拡大することが予想される。

⑤ サル

現在、町内に出沒するサルは、箱根や伊豆地域に生息している群れから離れたはぐれサルであり、移動中に町内に迷い込んだものと推測される。住宅地域に出沒した場合には、住民に不安感を与える傾向がある。なお、現在は農作物に大きな被害はないものの、今後は被害が発生することが懸念される。

⑥ アナグマ

アナグマによる被害は、山間部で発生している。各農家における被害面積は少ないが、その被害作物は多岐に渡っており、年々増加傾向にある。

⑦ タヌキ

タヌキによる被害は、平井、丹那、畑、田代、桑原地区を中心とした山間部全域が主であり、スイカなどの野菜や梨などの果樹が中心である。民家での目撃情報が多く寄せられており、ハクビシンやアナグマの被害と混同して考えられている可能性が高い。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
イノシシ	1,854	58	1,668	52
ハクビシン	499	12	449	10
ニホンジカ	3	0	2	0
カラス	198	5	178	4
サル	—	—	—	—
アナグマ	16	0	14	0
タヌキ	18	1	16	0
計	2,588	76	2,327	66

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題									
捕獲等に関する取組	<p>田方猟友会函南分会に委託し、銃器及びわなを用いて捕獲を行っている。また、町の備品として管理しているイノシシ捕獲用箱わな11基、サル捕獲用箱わな1基、ハクビシン等捕獲用の中型の箱わな11基を田方猟友会函南分会に貸出して運用している。</p>	<p>猟友会員の高齢化、及び後継者不足。</p>									
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成21年度より、町内農業者が自ら町内の農地に防除柵等を設置する際に購入費の1/2を助成する補助事業を実施している。</p> <p>防除柵等設置事業費補助金交付実績</p> <table border="1"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>17件</td> <td>782千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8件</td> <td>305千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>10件</td> <td>390千円</td> </tr> </table>	令和3年度	17件	782千円	令和4年度	8件	305千円	令和5年度	10件	390千円	<p>防除柵等の設置後、雑草の繁茂や休耕中の放置など、適正な管理がされておらず、防除柵の効果の低下や慣れにより、鳥獣が防除柵を危険視しなくなるなどして、被害に遭うケースが増えている。適正な管理がなされるよう指導していく必要がある。</p> <p>また、個人の取り組みに対する補助であるため、対策を実施しなかった田畑に被害が集中、拡大してしまい、今後は集落単位での防除柵等の設置を検討していく必要がある。</p>
令和3年度	17件	782千円									
令和4年度	8件	305千円									
令和5年度	10件	390千円									
その他の取組	<p>田方猟友会函南分会に委託し、パトロールを行い、直接、農家との接触において鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の普及に努めている。</p>	<p>猟友会員の高齢化、及び後継者不足。</p>									

(5) 今後の取組方針

これまで、当町では有害鳥獣被害防止対策事業として、田方猟友会函南分会に有害鳥獣の捕獲について委託し、有害鳥獣パトロール及び有害鳥獣捕獲許可と、農地を守るための防除柵等を設置する農業者への補助金の交付による被害防除対策を実施してきた。

令和5年度の対象鳥獣の被害面積は76a、被害金額は2,588千円となっている。

主な被害は、イノシシ、ハクビシン、カラスによる飼料作物や芋類、野菜等の農作物被害が挙げられる。また、ニホンジカ、サル、アナグマ、タヌキについては目撃情報が多く、人的被害及び農作物被害の発生が懸念されている。

函南町では被害防止計画を策定するにあたり、対象鳥獣の被害は多岐にわたり、町内全域に被害があることから、一律に設定し、令和9年度の被害軽減目標を令和5年度の約10%減の66a、2,327千円とした。

近年、農業者の防護に対する意識は高くなっており、令和6年度の防除柵等設置事業費補助金の申請件数は10月末時点で13件と、令和5年度の申請件数10件から増加傾向にあるが、前記の目標を達成するため、今後は防除柵等の効果的な設置や適切な管理について、集落単位で被害対策のための研修会を実施するなどして、鳥獣被害に強い集落環境づくり（未収穫果実や収穫の残りの除去、耕作放棄地の解消、追払い運動等）を進めるよう支援する。

また、農家、猟友会、行政の連携を密にして、効率的な捕獲体制を確立する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業者等からの被害報告に基づく当該地区の区長又は部農会長からの駆除要請により、有害鳥獣の捕獲事業を受託している田方猟友会函南分会が捕獲を行うが、今後は函南町鳥獣被害対策実施隊においても、捕獲事業を推進していく。

また、ニホンジカ、イノシシの捕獲に当たりライフル銃を必要とする場合もあると考えられるが、あくまで限定的な条件下での使用となるため、ライフル銃による捕獲については必要性等について慎重に検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7年度	イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、アナグマ、タヌキ	<p>有害鳥獣捕獲許可に基づき箱わなを設置。</p> <p>定期的な見回り等により、鳥獣を捕獲した際には、田方猟友会函南分会による処理を実施。</p> <p>箱わなについては、町が所有しているものを田方猟友会函南分会へ貸出しする。</p> <p>ハクビシン、アナグマ、タヌキについては、函南町鳥獣被害対策実施隊による捕獲、処理を実施し、箱わなについては、町が所有しているものを貸出しする。</p> <p>ニホンジカの捕獲については、県で実施している管</p>

		理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
	カラス	田方猟友会函南分会と連携して、家畜飼料及び野菜被害が多発する地域で銃器による捕獲を行う。
	サル	サル捕獲用の箱わなについては町で所有しているものを、田方猟友会函南分会へ貸出しする。 函南町鳥獣被害対策実施隊による山間部への追い払いを実施する。
令和 8年度	イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、アナグマ、タヌキ	有害鳥獣捕獲許可に基づき箱わなを設置。 定期的な見回り等により、鳥獣を捕獲した際には、田方猟友会函南分会による処理を実施。 箱わなについては、町が所有しているものを田方猟友会函南分会へ貸出しする。 ハクビシン、アナグマ、タヌキについては、函南町鳥獣被害対策実施隊による捕獲、処理を実施し、箱わなについては、町が所有しているものを貸出しする。 ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
	カラス	田方猟友会函南分会と連携して、家畜飼料及び野菜被害が多発する地域で銃器による捕獲を行う。
	サル	サル捕獲用の箱わなについては町で所有しているものを、田方猟友会函南分会へ貸出しする。 函南町鳥獣被害対策実施隊による山間部への追い払いを実施する。
令和 9年度	イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、アナグマ、タヌキ	有害鳥獣捕獲許可に基づき箱わなを設置。 定期的な見回り等により、鳥獣を捕獲した際には、田方猟友会函南分会による処理を実施。 箱わなについては、町が所有しているものを田方猟友会函南分会へ貸出しする。 ハクビシン、アナグマ、タヌキについては、函南町鳥獣被害対策実施隊による捕獲、処理を実施し、箱わなについては、町が所有しているものを貸出しする。 ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
	カラス	田方猟友会函南分会と連携して、家畜飼料及び野菜被害が多発する地域で銃器による捕獲を行う。
	サル	サル捕獲用の箱わなについては町で所有しているものを、田方猟友会函南分会へ貸出しする。 函南町鳥獣被害対策実施隊による山間部への追い払いを実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
対象鳥獣の過去の捕獲実績					
鳥獣/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	277頭	373頭	258頭	77頭	188頭
ハクビシン	13頭	9頭	18頭	20頭	36頭
ニホンジカ	44頭	54頭	46頭	57頭	56頭
カラス	20羽	65羽	91羽	124羽	96羽
サル	—	0頭	—	—	—
アナグマ	4頭	3頭	28頭	6頭	13頭
タヌキ	—	1頭	10頭	7頭	22頭
<p>※「—」は捕獲を実施していないことを示す。</p> <p>※「0頭」は捕獲を実施したが捕獲できなかったことを示す。</p> <p>○イノシシ 平成20年度以降、被害地域が年々拡大しており、積極的な捕獲を行う必要がある。令和元年度は277頭を捕獲し、令和2年度は373頭と過去10年以内で一番捕獲数が多かった。令和4年度は77頭、令和5年度においては188頭と捕獲数は豚熱の影響により減少していたが、令和5年度から令和6年度にかけて徐々に捕獲数が増加傾向にあり、捕獲数同様に被害及び目撃報告が多数寄せられている。よって令和7年度から令和9年度の捕獲計画数を年間300頭とする。</p> <p>○ハクビシン 町内の広範囲に生息しており、近年は農作物の被害が出るようになった。令和3年度は18頭、令和4年度は20頭、令和5年度は36頭が捕獲され、増加傾向にある。今後も被害が拡大することが懸念されるため、令和7年度から令和9年度の捕獲計画数を年間50頭とする。</p> <p>○ニホンジカ 町内の山間地域を中心に目撃報告、被害の発生があり、今後も拡大することが懸念される。令和4年度は57頭、令和5年度は56頭を捕獲したことから、令和7年度から令和9年度の捕獲計画数を年間70頭とする。</p> <p>○カラス 町内全域に目撃報告、被害の発生があり、今後も拡大することが懸念される。令和3年度は91羽、令和4年度は124羽を捕獲したことから、令和7年度から令和9年度の捕獲計画数を年間150羽とする。</p> <p>○サル 現状では被害報告がないため、被害の発生状況に応じて箱わなによる対処捕獲と爆竹やロケット花火を利用した追い払いを実施することとし、捕獲計画数を年間2頭とする。</p> <p>○アナグマ 町内の広範囲で目撃及び被害の報告があり、令和3年度は28頭捕獲されている。今後も被害が拡大することが懸念されるため、令和7年度から令和9年度の捕獲計画数を年間30頭とする。</p> <p>○タヌキ 町内の山間地域を中心に目撃報告、被害の発生があり、今後も被害が拡大することが懸念さ</p>					

れ、令和5年度は22頭捕獲されたため、令和7年度から令和9年度の捕獲計画数を年間30頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	70頭	70頭	70頭
カラス	150羽	150羽	150羽
サル	2頭	2頭	2頭
アナグマ	30頭	30頭	30頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容	
捕獲時期	4月1日から3月31日まで（狩猟期を含み通年とする。）
捕獲箇所	町内全域（鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域においても捕獲を実施する。）
捕獲方法	銃器、箱わな、くくりわなを用いて実施していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシの捕獲に当たりライフル銃を必要とする場合もあると考えられるが、あくまで限定的な条件下での使用となるため、ライフル銃による捕獲については必要性等について慎重に検討する。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
函南町	対象鳥獣については権限移譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス サル アナグマ タヌキ	防除柵等の設置に対し補助	防除柵等の設置に対し補助	防除柵等の設置に対し補助
補助率及び補助額	補助率1/2 上限100千円	補助率1/2 上限100千円	補助率1/2 上限100千円
備考	函南町有害鳥獣防除柵等設置事業費補助金交付要綱に定める補助の対象と認められる設備に限る。	函南町有害鳥獣防除柵等設置事業費補助金交付要綱に定める補助の対象と認められる設備に限る。	函南町有害鳥獣防除柵等設置事業費補助金交付要綱に定める補助の対象と認められる設備に限る。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス サル アナグマ タヌキ	函南町鳥獣被害対策協議会を中心に野生動物の生態や被害対策などを検討するとともに、防除柵等申請の際に、農地がエサ場とならないよう地域住民に防除柵の指導等を実施する。 函南町鳥獣被害対策実施隊によるパトロールにより防除柵の設置について指導を行う。	函南町鳥獣被害対策協議会を中心に野生動物の生態や被害対策などを検討するとともに、防除柵等申請の際に、農地がエサ場とならないよう地域住民に防除柵の指導等を実施する。 函南町鳥獣被害対策実施隊によるパトロールにより防除柵の設置について指導を行う。	函南町鳥獣被害対策協議会を中心に野生動物の生態や被害対策などを検討するとともに、防除柵等申請の際に、農地がエサ場とならないよう地域住民に防除柵の指導等を実施する。 函南町鳥獣被害対策実施隊によるパトロールにより防除柵の設置について指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

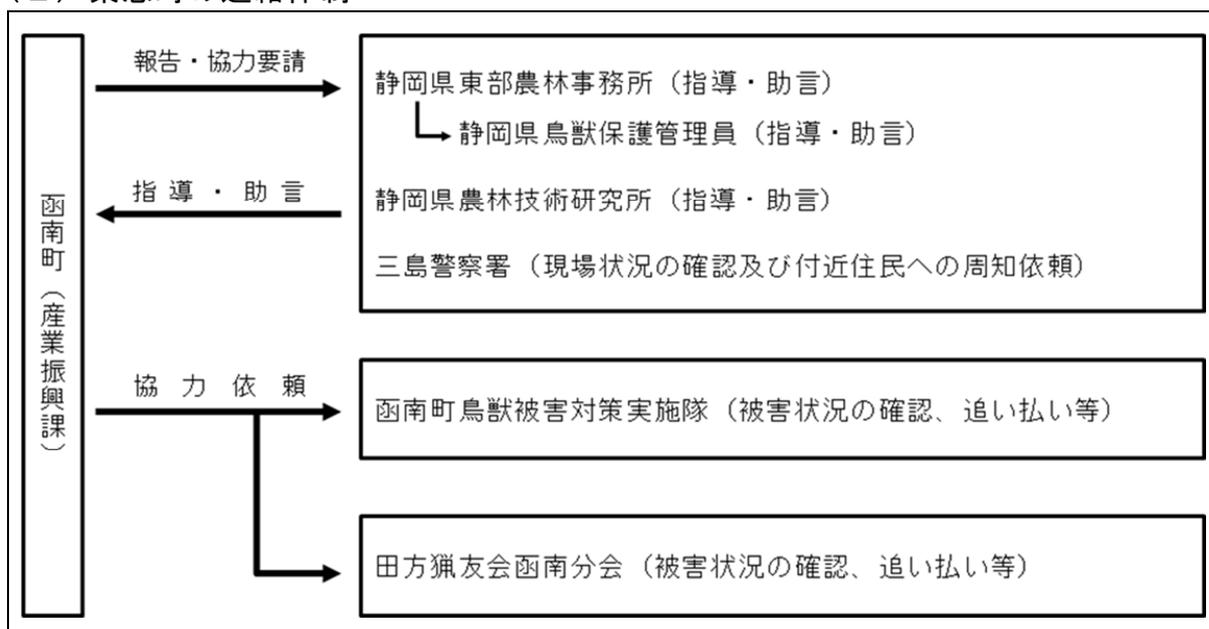
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7年度	イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス サル アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田方猟友会函南分会への有害鳥獣捕獲事業等業務委託を充実し、パトロールを行い、直接、農家との接触において鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の普及に努める。 ・ 被害地域の住民からの目撃情報や関係団体からの通報を集約し、より効果的な捕獲体制が図れるよう田方猟友会函南分会へ情報提供し、わなの設置や銃による駆除を依頼する。 ・ 函南町鳥獣被害防止対策協議会を中心に野生動物の生態や被害対策などを検討するとともに、耕作放棄地や里山の適切な管理、耕作放棄地の再生、及び農地がえさ場とならないよう地域住民に研修会や勉強会を開催し啓発していく。 ・ 函南町鳥獣被害対策実施隊については、町が補助した防除柵等の見回りや技術指導、必要に応じてハクビシン、アナグマ、タヌキの捕獲や処分等を行う。
令和 8年度	イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス サル アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田方猟友会函南分会への有害鳥獣捕獲事業等業務委託を充実し、パトロールを行い、直接、農家との接触において鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の普及に努める。 ・ 被害地域の住民からの目撃情報や関係団体からの通報を集約し、より効果的な捕獲体制が図れるよう田方猟友会函南分会へ情報提供し、わなの設置や銃による駆除を依頼する。 ・ 函南町鳥獣被害防止対策協議会を中心に野生動物の生態や被害対策などを検討するとともに、耕作放棄地や里山の適切な管理、耕作放棄地の再生、及び農地がえさ場とならないよう地域住民に研修会や勉強会を開催し啓発していく。 ・ 函南町鳥獣被害対策実施隊については、町が補助した防除柵等の見回りや技術指導、必要に応じてハクビシン、アナグマ、タヌキの捕獲や処分等を行う。
令和 9年度	イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス サル アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田方猟友会函南分会への有害鳥獣捕獲事業等業務委託を充実し、パトロールを行い、直接、農家との接触において鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の普及に努める。 ・ 被害地域の住民からの目撃情報や関係団体からの通報を集約し、より効果的な捕獲体制が図れるよう田方猟友会函南分会へ情報提供し、わなの設置や銃による駆除を依頼する。 ・ 函南町鳥獣被害防止対策協議会を中心に野生動物の生態や被害対策などを検討するとともに、耕作放棄地や里山の適切な管理、耕作放棄地の再生、及び農地がえさ場とならないよう地域住民に研修会や勉強会を開催し啓発していく。 ・ 函南町鳥獣被害対策実施隊については、町が補助した防除柵等の見回りや技術指導、必要に応じてハクビシン、アナグマ、タヌキの捕獲や処分等を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
函南町役場産業振興課	被害状況の情報収集と関係機関との連絡調整を行う。
函南町鳥獣被害対策実施隊	田方猟友会函南分会と連携して被害状況を確認し、必要に応じて追い払い、捕獲活動を行う。
静岡県東部農林事務所	アドバイザーとして、対処方法の指導・助言を行う。
静岡県農林技術研究所 (森林・林業研究センター)	アドバイザーとして、対処方法の指導・助言を行う。
三島警察署	現場状況の確認、周辺住民の安全確保に係る周知を行う。
田方猟友会函南分会	函南町からの出動要請に基づき被害状況を確認し、必要に応じて追い払い、捕獲活動を行う。
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護及び管理に関する指導・助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲者による自家消費又は埋設処分若しくは函南町ごみ焼却場・リサイクルプラザへの搬入による焼却処分とする。
学術的な研究及び保護が必要な場合等には、関係機関と協議する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉利用としての考え方は、自家消費とする。
ペットフード	食肉利用としての考え方は、自家消費とする。
皮革	食肉利用としての考え方は、自家消費とする。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	食肉利用としての考え方は、自家消費とする。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の整備予定なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	函南町有害鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割	
函南町	協議会の運営及び有害鳥獣対策の推進	
田方猟友会函南分会	有害鳥獣情報の提供及び捕獲の実施	
部農会長会函南地区長	各地区の被害状況の把握、要望等の集約	
富士伊豆農業協同組合	有害鳥獣情報の提供及び捕獲対策への協力	
函南東部農業協同組合	有害鳥獣情報の提供及び捕獲対策への協力	
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣情報の提供と鳥獣保護及び管理に関する業務	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	アドバイザーとして、有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
静岡県農林技術研究所 (森林・林業研究センター)	アドバイザーとして、有害鳥獣被害防止技術の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町の職員等により函南町鳥獣被害対策実施隊を構成することとし、隊長は産業振興課長の職にある者をもって充て、防除柵等の見回りや技術指導、ハクビシン、アナグマ、タヌキの捕獲、駆除、処分等の活動を実施する。
農業者や農林業団体職員、地域住民等、多様な人材の活用・任命を検討し、活動の充実を図っていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

対象鳥獣の捕獲及び駆除については、田方猟友会函南分会に業務委託して捕獲を行うほか、ハクビシン、アナグマ及びタヌキについては、函南町鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動も実施する。

近隣市町の被害発生状況や実施施策などの情報を共有し、連携して被害防止に向け体制を構築する。

被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、県の助言及び指導を受け、函南町有害鳥獣被害防止対策協議会を主体として適切な対策を推進していく。

県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

被害防止対策の実施にあたっては、県と連携で実施した「鳥獣被害集落アンケート調査」の結果を検討し、対策を実施する地区、対象獣種を選定したうえで実施する。